審議会等の会議結果報告書

【担当課】総務課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 茅野市特別職報酬等審議会 | | |
| 開催日時 | 平成２７年８月２５日（火）　午後３時～４時１５分 | | |
| 開催場所 | 茅野市役所701・702会議室 | | |
| 出席者 | 【委員】宮坂孝雄会長、長田幸子委員、小平守委員、小松等委員  大下京子委員、山岡百合子委員、行田幸三委員、栁澤孝男委員  山科光一委員  【事務局】柿澤企画総務部長、田中総務課長、田中職員係長 | | |
| 欠席者 | 【委員】奥原正夫委員 | | |
| 公開・非公開の別 | 公開 ・ 非公開 | 傍聴者の数 | ０人 |
| 議題及び会議結果 | | | |
| 発言者 | 協議内容・発言内容（概要） | | |
| 委員  事務局（田中係長）  委員  市長  事務局（田中課長）  事務局（田中課長）  事務局（田中課長）  会長  会長  事務局（田中係長）  会長  会長  事務局（田中係長）  会長  事務局（田中係長）  会長  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  委員  会長  委員  事務局（田中係長）  委員  会長  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  事務局（柿澤部長）  会長  事務局（柿澤部長）  委員  事務局（柿澤部長）  会長  委員  会長  事務局（柿澤部長）  会長  委員  会長  事務局（柿澤部長）  委員  事務局（柿澤部長）  委員  事務局（柿澤部長）  委員  委員  委員  事務局（柿澤部長）  委員  事務局（柿澤部長）  会長  委員  事務局（田中係長）  会長  委員  委員  委員  委員  委員  委員  事務局（柿澤部長）  会長  委員  事務局（田中係長）  委員  事務局（田中係長）  会長  委員  委員  事務局（田中係長）  事務局（田中課長）  事務局（田中係長）  事務局（柿澤部長）  委員  委員  委員  会長  事務局（田中課長） | １　開会（総務課長）  ２　委嘱書の交付  　柳平市長から、出席委員に委嘱書が交付される。  ３　市長あいさつ  ４　自己紹介  　委員、事務局の順で自己紹介を行う。  ５　審議会について  　事務局（田中係長）から審議会の役割について、茅野市特別職報酬等審議会条例に基づき説明。  茅野市特別職とは何ですか。また報酬等の改正には据え置きという場合もあるのですか。  特別職として定義されているのは、市長、副市長、教育長があり、資料５の第３条別表第１に示されています。市議会の議員については別表第２になります。別表第２については議員のほか非常勤の職員等もございますがこれは抜粋となります。据え置きについても当然ありということになります。改正をするかしないかのご判断があって、改正をする場合にはその額をご審議いただくということになります。  報酬等を据え置く場合には、市議会に付議するのですか。  据え置く場合には議会にはかけません。  ６　会長の互選  　それでは、会長の互選でございます。規定により互選ということでございますが、どのような形で決めるか何か案がありましたらお願いいたしますがいかがでしょうか。  　特に無ければ事務局の腹案ということでよろしいでしょうか。  （異議なしという声あり）  　事務局案ですが、過去この審議会の会長を商工会議所会頭にお引き受けいただいておりますので、宮坂会頭さんにお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。  （異議なしという声あり）  はい。  （宮坂会長あいさつ）  ７　諮問  　（市長　諮問　諮問書朗読　　　諮問書　別紙）  ８　審議  （１）審議会の会議の公開等について  　事務局から説明をお願いします。  　資料４をご覧ください。その第１条の目的で、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とするということが定められています。第３条には、会議公開の原則ということで審議会等の会議は原則として公開するものとすると定められています。その中で次の３点については、会議の全部又は一部を非公開とすると定められています。１として、法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合。２として、茅野市情報公開条例第６条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合。３として、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合とございます。２号にあります情報公開条例第６条各号の部分ですが、資料４の４ページをご覧いただきたいと思います。こちらの方に情報公開条例第６条を抜粋で掲げてございます。この(1)から(7)に該当する場合には公開しないことができるということでございます。すべての説明は省かせていただきますが、こちらに該当するような事項の審議について、本日はないものと判断いたしております。そのような中で、会議を公開することをよしとするか、また公開するとした場合に会議の結果について会議録として公開しなければならないという規定になっておりまして、会議録の公開の方式についても審議をいただきたいと考えております。それは会議録の中に発言された委員さんのお名前を明記した形での公開とするのか、あるいは発言した委員さんが特定されないような形での会議録として公開していくのかということであります。他の審議会等で発言した方のお名前を非公開とするというようなことが行われている経過がございますが、名前を公開することで自由闊達な審議を妨げてしまうということが予想されますので、委員さん個人が特定されるような会議録ではなくどなたが発言したかがわからないような形の公開というものも審議会等によっては採用されております。公開にするか、会議録についてのお名前の公開をどうするか、その２点のご審議をいただければと思います。  　今、事務局の方から説明をいただきましたが公開にするのか、議事録に名前を載せるのかの２点につきましてご審議いただきたいと思います。  （公開、匿名との声多数）  では公開、匿名ということでお願いしたいと思います。(2)諮問の内容等について、事務局の方から説明をお願いします。  　では(2)諮問の内容等についてということで資料３ご覧いただきたいと思います。こちらの資料につきましては、先ほど市長から諮問書を会長さんの方へお渡しをさせていただきましたがその内容が記載されております。諮問書の内容として２点ございます。まずは議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を改正することの可否です。こちらの方は、据え置くか改正するかの判断をしていただきます。２点目として、議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を改正することを可としたときは、改正の額及び改正の実施時期、ということで、改正を要するとご判断された場合には、その額が増額なのか減額なのかというその額と、その改正の時期をご審議いただきたいと思います。  　先に資料の説明をお願いします。  　（資料説明）  　事務局からの説明についてご意見はございますか。  　資料９の国家公務員欄の③「うち給料」という欄がありますがこれは何のために挙げたのですか。  　各種手当というのが支給されております。公務員給与の平均給与月額の中には、手当等を含めた形の合計額が①の欄に掲げてありまして、給料表に載っている給料部分だけが③の「うち給料」という欄になります。  　これは民間も同じですね。  はい。②の民間平均給与月額というのはそのすべてを含めた上での額でございますので、②と①を比較させていただいて官民格差を出しているということです。  それでは③はいらないのでは。これを出すのであれば民間の方もあればなあと思いました。民間も同じですよね。給料プラス他のものがあるとかね。はい、わかりました。  特別職は市長、副市長、教育長だけでなく議員も一緒に増減の検討をするのですか。  そのとおりです。  先程の資料９の金額は全国ということですか。  全国です。  この審議会は、我々が過半数以上出席して、高いからやめて下げろとか言える立場にあるのですか。ただ事務局から説明をとおり一辺倒に聞いていいですとか言えばよいのですか、それとも会長さんの方からこれでいきましょうとなれば、反論するようなことは何もないのですか。  そういうことはある。下げた場合は下げた程度まで。全体的にどう対応したのか、前回の平成10年の時は下げていますからね。  民間給与と国家公務員給与の比較の資料は、一般職の職員の皆さんに対して上げるか下げるかということを検討するのであれば人事院勧告の内容も必要なのでしょうけれども、特別職の報酬ということになると、やはり基本は市の歳入歳出の内容がどのように経過しているのか、例えば福祉にお金が回らないという話が出ている中で、上げるとか下げるという検討をしなければならないというものですか。市の財政の内容を10年なら10年位経過があって、経済成長が上向きになってきたことは事実かもしれませんが、だから上げられるかという問題ではないと私は思います。もう１つお聞きしたいのは、さっきの流れの説明の中に、第２回以降に報酬額について審議と書いてあるのですが、本日は内容をお聞きして自分で持って帰って検討してくるという意味なのか、それとも今日ある程度結論を出そうとしているのか、どちらなのでしょうか。  本日皆さんの方で結論を出していただければそれに越したことはないのですが、十分にご審議いただかないと結論が出ないと思いますので、審議の内容については皆さんにお任せしたいと思います。  日程的にはいつ頃がいいとかありますか。  事務局の思いを述べさせていただきますと、仮に改正が必要となった場合には、議会に付議しなければなりません。そうすると議会の開催時期で考えますと、直近の９月では間に合いませんので、次回は12月の議会となります。その12月の議会に間に合うようにご審議いただければありがたいです。それには11月の初旬、中旬位までにはご結論を出していただければと考えています。  そのとき議会で増額するにしても減額するにしても、議会にかけた場合に否決された場合というのはどうなりますか。  それは否決でございますのでなかったことに、現状維持ということになります。  その可能性も総合してご意見を頂戴してそれをもって市長が条例改正という意思決定をしていくことになります。  市長が答申を受けても据え置くということも法的には可能ですか。  審議会で例えば上げるとなっても、市長が経済情勢を見る中で条例改正に踏み込まないということもあります。  それをもって市長が議会に諮って、最終的には議会で決まるということですか。  はい。ただ審議会の意見というものは当然重いものですから、答申された内容を市長は十分踏まえて、その上で情勢を踏まえながら最終判断をするわけです。  基本的には皆さんが上げるというと市長は議会にかけないといけないし、下げる場合でも議会にかける。据え置きだけは市長の特権でということではないですか。  今言っているのは、答申の内容をそのまま諮るかどうかは市長の判断ということですね。  理屈でいえばそういうことでしょうね。ただどちらかにならないと市長も議会にかけられないだろうし、例えば下げてくださいとなったのを全然議会にかけないというということはないということですね。  おそらく市長は下げる場合も想定しているでしょうから、下げるとなったものを市長が下げないということはきっとありません。  ここで急に上げるか下げるかといっても揉めますから、資料をしっかり読んでいただいて、できたら９月の下旬にもう一度集まりたいです。  今日は上げるとか下げるとかいう議論はしませんけれども、資料として平成10年に１回改正されていますが、それ以降の市の財政状況等がわかるものを用意していただきたい。それがないとやはり市の懐具合が分からないのに上げていいのか下げていいのかわからないので。  その資料はマクロ的なものでよろしいですね。  特に決算の方の資料で、例えば10年なら10年位で財政がどうだとか、財政力や財政の硬直化がどの程度進んでいるのかとかが分かる資料をお出しするということでよろしいでしょうか。  今日いただいた資料をみると、予算総額に対する割合みたいなものが書いてありますが、この辺のところがどう変わってきているかとかが興味ありますね。  予算総額に対して、例えば人件費なり特別職の報酬等についてということですか。  特に特別職。10年間の間にどんどんその内容が減っているということであれば少し考えなければいけないし、その様子がわからない。  予算自体はですね、ある程度絞り込もうとしてもなかなか事業があるものですから。予算規模が大きくなってきますと特別職の人件費が固定されてきていますので、相対的な部分でいえば予算総額は下がっているのだと思います。その辺の資料でわかるものを出しておきたいと思います。  会長をはじめ、会社の人間は利益がどのくらいあがっているのかわかりやすいが行政の特別職となるとわかりにくいものですから。  極端な話、一般職の職員の給料が上がるのか下がるのかは別の基準だと思うのです。  昨今市長さんも副市長さんも基金を取り崩すという話をずっとされています。私自身福祉の方の委員をやっていまして、そこで介護慰労金というものがありました。それは年何日かでも介護が必要な方に上限10万円位の慰労金が出ていました。全額で２千何百万円でしたがそれを茅野市でぱっと切ってしまいました。６市町村の他の市町村はみんなあるのですが、結構私も反対したのですが財政が厳しい厳しいといって「そんなところ切るのかよ」とみんな思ったのですが２千何百万円を切ってしまいました。その際に市としては基金があと数年でなくなるような話をしていたのですが現実はどうなのでしょうか。何かとても厳しいお話を聞いているのですけれど。  柳平市長になって一時基金が50億を超える時があったのですが、その後災害とかいろいろな状況がある中でぐっと下がってきました。ここ数年基金を取り崩さないと当初予算が組めないという状況が出てきていたものですから、少なくとも基金の取り崩しに頼らない予算編成をしていこうという考え方の中で、一定の基準はおさえていかなければならないから、茅野市の場合は防災基金など使える基金は30億をリミットとしていました。そのリミットは保ってあとは基金を取り崩さないでも予算編成をするところまではいきましょうとなりました。その中でいろいろな事業を見直していきましょうということで財政構造改革を３年間でやってきてその初年度で介護福祉金の関係も出てきて８万の半分くらいになりました。それは単に福祉の給付を切るということではなく、福祉21の皆さんとお話しする中で茅野市は制度として福祉を支える方へ向かい現金給付を見直しましょうということになりました。ただやっぱり市民の皆さんからはそれを楽しみにしている方もいらっしゃるもので、やはり市民生活という中では影響があったということは理解しています。ただ財政構造改革をやっていく中で、基金を30億というリミットを設けて、おそらくそれ以上下がらなくてやっていけるだろうということで３年間構造改革していく時は、ある程度達成できるということを市長は考えていると思います。あとはやはり新しい市民サービスもやっていかなければならないので、どうしても３年間は事業の見直しをしなければならなかったという事情がありました。  除雪費用と宮川保育園の建設費用が同じというとんでもない雪が降ったということですけど、安心して引き上げるということも可能ということでよろしいですね。何しろ基金がなくなるという話ばかり聞いていたものですから。  財政構造改革を進める中で、いろいろ事業の見直しをして体質改善を行い、財政上の構造の見直しというのは３年間でできてきたというのはあります。  資料は会議の前日ではあれですから、前もって早くいただいてよく読んでおいてください。次回の会議資料はどのくらい前にお入り用ですか。  まあ会議の１週間前までにあればよいと思います。  次回開催１週間前位までにはお送りするようにいたしますので次回の時に検討いただきたいと思います。  次回の会議はいつごろがよろしいですかね。  職員さんと違って特別職ということは、例えば何期目とか評価の問題になってしまうかもしれませんが、何期目とかそういったものは全く加味されないのですか。今の話のように財政の問題だけで良いものかどうなのか。普通の会社だったら何年目とか、一般の職員さんだったらだんだん昇進するとか、多少なりともあるのだろうけれど。財政的な部分だけで考えて、何年目とかそういうことは全く考えなくても良いものなのかどうなのか。  議員は一律で扱うのですか、やはり勤続年数を加味しているのですか。  条例では職の報酬を決めている。人の報酬は決めているわけではない。極端なことをいえば報酬に見合った仕事はしていないと思えば、それなりのことを市民としてするしかないのではないですか。  市長の報酬が決まっても次の選挙で違う人が出たときに、新人だから報酬を下げるということはない。  そういうことは考えないで、今の財政状況でやるということですね。  資料８で総人口とあるではないですか。予算を立てるときには、総人口に裏付けがされた係数があって立てているものなのですか。例えば、単純に予算額を総人口で割ると茅野市の場合は１人415円なのですよ。長野市は395円とか。その関係から１人あたりいくら位で計算するという裏付けがあるのでしょうか。  １人当たりというか岡谷市や諏訪市といった似通った人口規模の市町村の中で、どの程度の予算規模をもっているのか等、１人当たりどうだと割り返すよりは規模で考えていただいた方がよいと思います。  １人当たりいくらとか計算できないと思う。その他わからないことがあれば是非お願いします。  議事録はどういった形でいただけるのですか。  議事録につきましては各回の議事内容を記録にとりまして、公開する前に皆様方にご確認をいただいた上、資料をお送りする際に同封させていただきます。それで書面で確認をいただいて不備があるところは次回申し出ていただくということになります。  この審議会というのは過去年に何回やってきたのですか。  平成24年のときは２回で結論を出していただきました。その前の平成19年は３回でした。  皆さんお忙しい方ですから、できるだけ資料をもらって、２回位で結論を出していきたいと思いますけれども。早めに書類を送付していただいて、あと１回で何とか結論を出していきたいと思います。２回目は予定として９月の下旬位でいかがでしょうか。  来年の４月１日までには間に合わないといけない。  ちなみに平成10年に報酬を下げていますが、その時はどれ位下げたのでしょうか。  確認しましたが、平成10年の時はマイナス改正ではなくプラス改正をしています。市長の額で申し上げますと898,000円が現行の907,000円になりました。  絶対的な全国の景気の変動で下がったときに、特別職の報酬が全国的に下がったことがあります。  先程の下げたという部分で、全国の給与表を下げたのではなくて特例措置として下げたという期間もあります。それは平成14年の４月１日から平成19年の４月29日までとなります。  条例が資料５の３ページのところにございますけれども、ここに計算が入っておりまして、例えば平成15年７月１日から平成19年４月29日までは市長は10/100に減額するとかですね、何年にこれだけ改正があったとか載っています。  今の話を聞くと、報酬は平成10年からずっと一定でいたわけでなく、減額した時期もあったのですね。  議員定数を減らした時期もあるのでは。  平成19年に定数が23人から18人となっていますね。  日程ですが９月の中旬位までに書類を作ってもらっていいですか。第１希望は９月の25日か29日でお願いします。  （各委員間で日程の調整を行う）  ２回目につきましては９月の25日か29日に開催したいと思います。また１週間前までには資料等送付させていただきたいと思います。よろしくお願いします。これで審議会の方を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。 | | |